

○東松山市統合保育実施要綱

平成 8 年 3 月 2 8 日

決裁

改正 平成 1 0 年 6 月 2 2 日決裁

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日決裁

平成 2 7 年 3 月 3 1 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条第 1 項に該当し、かつ、心身に障害を有する児童（以下「障害児」という。）を保育園に入園させ、保護者及び専門機関との連携及び協力に基づいて、健常児との集団保育（以下「統合保育」という。）を行うこと等により、障害児及び健常児の成長と発達の促進を図ることを目的とする。

(対象となる障害児)

第 2 条 保育園へ入園のできる障害児は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 入園年齢は、おおむね 3 歳以上の障害児
- (2) 保育園において、統合保育が可能であり、通園できる障害児
- (3) 第 8 条に規定する統合保育実施会議において、保育の実施を行うことが妥当と意見のあった障害児

(入園定員)

第 3 条 障害児の収容定員は 1 保育園につき 3 人以内とし、各保育園の収容定員に含まれるものとする。

(運営)

第 4 条 統合保育の保育時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時を基本とし、障害児の心身の状況に応じて、当該保育園の園長が障害児ごとに定める。

2 保育士の配置は、障害児 3 人につき 1 人とする。ただし、その状況により保育上支障があると認められるときは、この限りでない。

3 統合保育を実施する保育園の園長は、統合保育の実施に関して、保護者と

密接な連携を保つとともに入園障害児の状況により、専門的に必要な助言を得るため、専門機関等と連絡をとるものとする。

(入園申込等)

第5条 統合保育の申込、退園の届出及び保育の実施の解除等の手続については、東松山市保育施設の利用調整等に関する規則（平成26年東松山市規則第46号）の規定を適用する。

(観察保育)

第6条 市長は、統合保育の申込のあった障害児で観察保育の必要と認められる障害児に対し、統合保育の適否を調査するため、保育園において観察保育を実施するものとする。

(利用者負担金)

第7条 利用者負担金の徴収に関しては、東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則（平成27年東松山市規則第30号）の規定を適用する。

(統合保育実施会議)

第8条 障害児の入園の適否及び統合保育等について意見又は助言を求めるため、統合保育実施会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとし、必要に応じて児童相談所等の意見を求めることができる。

- (1) 障害児の対応に精通する者
- (2) 医療ケアに精通する者
- (3) 育児支援に精通する者
- (4) 保育に精通する者
- (5) 学校教育現場に精通する者
- (6) 福祉施策に精通する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 会議の庶務は、保育主管課において処理する。

(入園後の支援)

第9条 保育園に入園した障害児について、適切な保育が実施されるように定期的な支援を行うものとする。

2 保育園に入園した健常児について、心身に何らかの障害があると思われる場合、又は、障害児について保育を継続することに支障があると思われる場合は、保護者と協議のうえ、必要な対応を検討するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月22日決裁)

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年12月19日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に統合保育実施会議の委員であった者は、改正後の第8条第2項の規定による参加者とみなす。

附 則 (平成27年3月31日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。